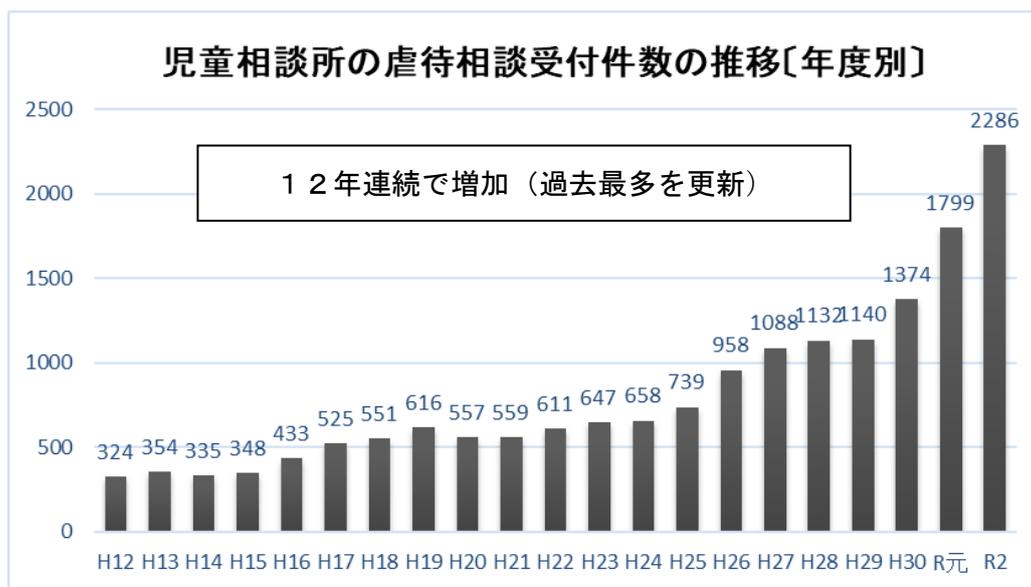


令和2年度 児童虐待相談の状況について

令和2年度において、県内3カ所の児童相談所（中央・西部・東部）に寄せられた、児童相談・虐待相談は次のとおりです。

	R2	対前年比	R元
児童相談所の全相談件数	10,901件	103.00%	10,583件
うち虐待相談	2,286件	127.07%	1,799件



<虐待相談の増加要因>

- ・関係機関の啓発活動、事件報道等による県民の関心の高まり
- ・関係機関との連携強化による警察等からの相談増加
- ・新型コロナウイルス感染症の影響（生活様式の変化）による近隣、知人からの相談増加

■ 虐待相談の内訳（推移）

<種 別：心理的虐待が最多で全体の 60%>

	心理的	身体的	ネグレクト	性的	計
R2	1,382	539	330	35	2,286
R元	1,020	461	274	44	1,799
H30	673	374	312	15	1,374

◇身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせる等

◇心理的虐待

言葉による脅し、子どもの前での配偶者等に対する暴力や暴言等

◇ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする等

◇性的虐待 性的行為の強要等

<主な虐待者：実母が最多で全体の 46%>

	実母	実父	実父以外父	実母以外母	その他	計
R2	1,058	889	216	21	102	2,286
R元	826	747	155	5	66	1,799
H30	683	476	115	18	82	1,374

<年齢別：小学生が最多で 35%>

	小学生	3歳~未就学	0~2歳	中学生	高校生・他	計
R2	801	594	474	277	140	2,286
R元	575	484	395	225	120	1,799
H30	449	385	278	163	99	1,374

<経路別：警察等が最多で全体の 35%、近隣知人が急増>

	警察等	近隣知人	学校等	市町村	家族	医療機関等	児童福祉施設等	児童本人	その他	計
R2	809	453	278	199	143	63	28	24	289	2,286
R元	666	276	259	157	97	55	46	18	225	1,799
H30	372	309	172	106	120	68	42	19	166	1,374

■ 県の取組（令和3年度）

○児童虐待防止条例（R3.4.1 施行）の推進

・様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、県一体となった児童虐待防止の取組強化を図る。

<本条例の特色（独自規定）、主な取組>

- ① 親権等の濫用禁止 再発防止ガイドラインの作成、子どもの権利擁護に関する研修実施
- ② 早期対応 子どもの安全確認を原則24時間以内に実施（国指針は48時間以内）
- ③ 社会の変化への対応 各児相におけるニューノーマル対応のための機器整備、SNS活用
- ④ 子どもの死因究明 CDR（Child Death Review）モデル事業を実施（R2から継続）

○児童相談所の体制強化

- ・児童福祉司 家庭支援係調整担当の各児相（支所含む）配置（計4人）など、計6人増員
- ・児童心理司 中央児童相談所及び東部児童相談所に1人ずつ、計2人増員